

別紙1

酒免許申請料金<改正:平成29年7月1日>

		業務内容	報酬 (税別)	登録免許税	
全 フ ラ ン チ ャ イ ズ 共 通	A	さくら税務顧問契約無 1号店新規開業 会計契約とセット	・1号店 1店舗 20,000円	30,000円	
	B	さくら税務顧問契約無 行政書士スポットのみ	・個人成り ・法人成り	1店舗 100,000円	1店舗 30,000円
			2店舗 150,000円	2店舗 60,000円	
			3店舗 200,000円	3店舗 90,000円	
			4店舗 250,000円	4店舗 120,000円	
			※ 1店舗増えるごとに +50,000円	※ 1店舗増えるごとに +30,000円	
			・増店	100,000円	30,000円
	・移転	80,000円	0円		
	C	さくら税務顧問契約有	・個人成り ・法人成り	1店舗 80,000円	1店舗 30,000円
			2店舗 120,000円	2店舗 60,000円	
			3店舗 160,000円	3店舗 90,000円	
			4店舗 200,000円	4店舗 120,000円	
			※ 1店舗増えるごとに +40,000円	※ 1店舗増えるごとに +30,000円	
			・増店	80,000円	30,000円
	・移転	60,000円	0円		

【備考】

■特急処理料金:報酬35%割増

ご依頼日からオープン日までの期間が2か月17日未満の場合特急処理料金を申し受けます。
オーナー様にご署名押印された本依頼書が弊社に到着した日をもって依頼があったものとします。

■取り下げ申請料金:10,000円(税別)

酒類販売業免許申請を税務署に提出した後、税務署より酒類販売業免許申請の取り下げが必要となった場合、酒類販売業免許申請の取り下げ手数料10,000円(税別)を申し受けます。